

(参考資料)

< 生物多様性に関する日本経団連の主要な取り組み >

西暦年	日本経団連の取り組み	国内外の動き
1991	「経団連地球環境憲章」制定	
1992	「自然保護基金」、「自然保護協議会」設立	生物多様性条約 (CBD) 採択
1993	NGO の自然保護活動へ基金から支援開始	環境基本法成立
1994		CBD 第 1 回締約国会議 (COP1)
1995		第 1 次生物多様性国家戦略
1996	「IUCN (国際自然保護連合)」に加盟	
1997	「企業のための生物多様性入門」邦訳・出版	
1998		
1999		
2000	基金を「公益信託」化、支援金額累計 10 億円	
2001		
2002		新・生物多様性国家戦略 2010 年目標採択 (COP6)
2003	「日本経団連自然保護宣言」制定 「ビジネスと生物多様性」NGO と協働し邦訳・出版	
2004		
2005		国連「ミレニアム生態系評価」 報告書
2006		民間参画決議 (COP8)
2007	基金からの支援金額累計 20 億円 15 周年記念誌「BEYOND THE BORDER」発刊	第 3 次生物多様性国家戦略
2008	「生物多様性ワーキンググループ」設置 「生物多様性条約第 9 回締約国会議」参画 「生物多様性に関する企業活動アンケート」実施 「環境 CSR 宣言 企業と NGO」出版	生物多様性基本法 ビジネス参画推進決議 (COP9)
2009	「日本経団連生物多様性宣言」制定	
2010		国連生物多様性年 COP10 名古屋開催

<用語解説>

* 1 生物多様性条約

【条約の目的】(生物多様性条約第1条参照)

地球上の多様な生物をその生息環境とともに保全すること
生物多様性の構成要素を持続可能であるように利用すること
遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分すること

【締約国】190か国と欧州共同体(09年2月現在)。日本は93年締結。米国は未締結。

【締約国会議】2年に1回程度の頻度で開催されている。

「2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」という、いわゆる2010年目標が採択(第6回会議、2002年ハーグ(オランダ))
民間部門の参画を促す決議(第8回会議、2006年クリチバ(ブラジル))
2010年10月には第10回締約国会議が愛知県名古屋市において開催予定。2010年目標の達成状況の評価、2010年以降の目標設定、遺伝資源の利用・配分、企業の取組みのあり方等に関する議論が行われる見込み。

* 2 生物多様性

多種多様な生物が関わりあいながら存在していること。生物多様性条約では、次の3つのレベルで捉えられている。

種内の多様性：同じ種であっても、生息環境により形質等に違いがあること

種間の多様性：様々な種の生物がいること

生態系の多様性：複数の生物が関わりあうシステム(生態系)は、地域環境に応じて多様であること

* 3 生態系サービス

人類が生態系から得られる恵みのこと。2005年の国連の「ミレニアム生態系評価」報告書(Millennium Ecosystem Assessment; MA)では、生態系サービスを以下のように分類して説明している。

- ・供給サービス：生態系から得られる素材や製品(食料、淡水、木材、繊維等)
- ・調節サービス：生態系が自然のプロセスを制御することから得られる恵み(気候調節、疾病予防、水土保全、天災緩和等)
- ・文化的サービス：生態系から得られる非物質的な恵み(景観、審美観等)
- ・基盤サービス：他のサービスを維持するための自然の循環プロセス(栄養塩循環、光合成、水循環等)

* 4 生物多様性の危機

「ミレニアム生態系評価」には、過去50年間の生態系減少の速度と規模は、人類史上最大であり、その結果、生態系サービスの質も劣化していることが指摘されている。また、生態系サービスと生物多様性に変化をもたらしている主な人為的影響として、生息・生育場所の変化、侵略的外来生物、資源の過剰利用、汚染、及び気候変動の5つが挙げられている。

* 5 遺伝資源

現実の、または潜在的価値を有する遺伝素材(遺伝の機能的単位を有する、植物、動物、微生物、その他の生物に由来する素材(遺伝子、ゲノムなど))をいう。(生物多様性条約第2条参照)